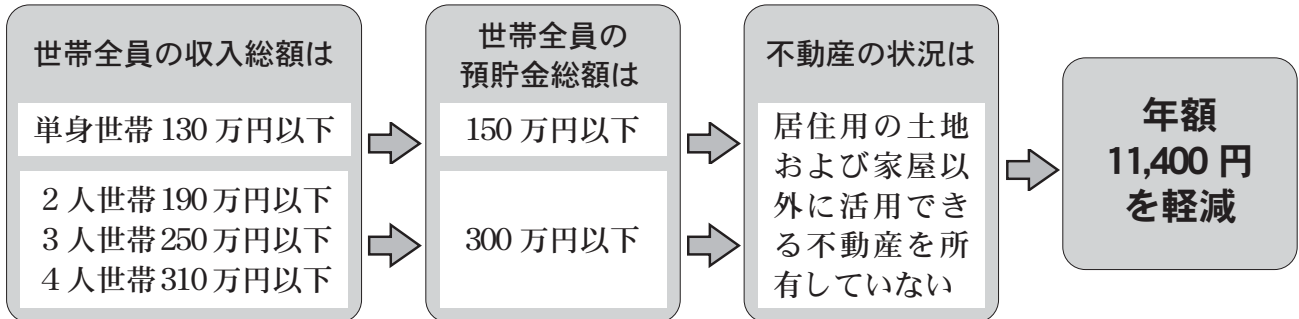


# 介護保険料軽減の対象に該当しませんか

市は、本年度も独自で第1号被保険者（満65歳以上）の介護保険料の軽減を行います。

保険料の段階が第3段階の方で、下記の要件に該当する方は、保険料の軽減の対象となります。また、課税年金収入がなく第3段階の方は、所得の申告をすることで、第2段階に該当する場合があります。



軽減の対象となる場合は、申請が必要です

○申請に必要なものは

- ▶ 本人の印鑑
- ▶ 平成18年中（1月～12月）の世帯全員の収入がわかるもの  
（年金の支払通知、所得税の源泉徴収票、確定申告書などの写し）
- ▶ 世帯全員の全ての預貯金通帳またはその写し
- ▶ 平成19年度介護保険料納入（付）通知書 7月中旬発送予定

○申請の手続きは

7月24日（火）から市高齢・介護室、北村・栗沢支所保健福祉課で受け付けます

○軽減の決定通知は

申請内容を審査し、申請した月の翌月に軽減の決定内容（非該当も含む）をお知らせします

問合せ先 市高齢・介護室介護保険係

## あなたの年金記録をもう一度確認させてください

岩見沢社会保険事務所からのお知らせ

○基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています

- 平成9年の基礎年金番号の導入前は、転職や転居等により、1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号になり、年金記録の確認が簡易、迅速にできるようになりました。
- これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ基礎年金番号に結びついていない記録が多数あります。この未統合の記録は大切に保管していますが、このままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがありますので、もう一度記録の確認作業を行います。

○年金記録問題への新対応策を進めます

- 被保険者、年金受給者の方には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を順次送付しますので、疑問があればお問い合わせください。
- 未統合の記録を被保険者、年金受給者の記録と突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方にはお知らせしますので、疑問があればお問い合わせください。
- 社会保険庁や市町村に記録がない場合は、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳や元雇用主の証言などを根拠に、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。

問合せ先 ● 平日の午前8時30分から午後5時15分まで岩見沢社会保険事務所（9西3）へ

☎ 22局 0778

7月の平日は午前8時30分から午後7時まで。

- 24時間対応の☎ 0120 - 657830（携帯電話からも通話無料）